近世京都における寺檀関係の一考察

---居住地の移動と寺替えを中心に---

はじめに

落」論をめぐって進展してきた。辻氏は近世仏教が形式化近世仏教史研究は、辻善之助氏のいわゆる「近世仏教堕

いうのである。この「堕落」論の中核をなすものの一つが、

した時代であると規定し、これが「堕落」をもたらしたと

寺檀制度・寺檀関係である。

ある寺檀制度を重層的に捉え、近世寺檀関係は、キリシタの統制政策である本末制度と、寺院による民衆統制政策でその後の研究においては、藤井學氏が、権力による寺院

ン禁制のための宗門改めの方法として採用された寺請にあ

必ず檀那寺を持たねばならなかったことにより成立し

たと「堕落」論を発展的に継承した。

林

宏

俊

一方で、竹田聴洲氏は、民衆からの祖先祭祀の要求が高

と批判的に継承した。また、既成の葬式仏教はしだいに信檀制度は、民衆からの要求を強力に後押ししたに過ぎないまり、寺檀関係が成立していったのであり、権力による寺

シェーマが提唱されたり、「堕落」した近世仏教の中でも、仰を失い、祈祷型宗教が信仰を集めるようになったという

めていたという成果をあげている。

真宗のみは、祈祷型宗教ではないものの、民衆の信仰を集

みられるようになった。また、従来の身分制にとらわれな能を「宗教的社会関係」として分析する視角からの研究が論の進展とともに、地域社会における宗教が果たした諸機」近世史研究において地域の社会構造の解明をめざす社会

い身分的周縁論の研究と相俟って、「民間に生きた」宗教

者や組織の存在形態・意義が明らかになってきている。

落」論を支持するもの、それを克服しようとするもの、 われているのが現在の状況である。 た「堕落」論自体を問わないものなど、様々な立場から行 このように、近世仏教史研究は多様化の様相を見せ、「堕 ま

社会の特質の一つといえる。これまで寺檀関係は、主に成 立をめぐって研究されており、展開過程である近世後期に

う) なしに生活することは不可能であり、これこそが近世

近世社会において、宗判寺檀関係(以下、寺檀関係とい

あっては、民衆の信仰の側面は重視されず、制度的・経済

的側面が重視されている。つまり、それは権力による個別

人身支配と身分制社会の維持、また寺院側が本末関係を維 制や宗門帳作成時などの宗判機能以外に、より広範な意味 わらず、政策レベルの寺檀制度・寺請制度と、実態レベル も基本的にはこれを受け入れていたというのである。 持する根幹となるものとして寺檀関係を利用し、また民衆 た幕藩権力が、寺檀制度・寺請制度に対し、キリシタン禁 の寺檀関係の、主として成立・変容に関する相互関係、ま 寺檀関係は近世仏教史研究の重要テーマであるにもかか

みたい。

での宗教統制や、さらには宗教の側面に留まらない支配の

れている。 るそれでは、異なる様相が見られることも、すでに指摘さ 体との関係において、都市における寺檀関係と村落におけ は、寺檀関係は村落社会を中心に進められてきたが、共同 とはいえない状況であるという。また、これまでの研究で なかったのか、といった点などが具体的に研究されている

方策としていかなる意味を持たせたのか、あるいは持たせ

を検討する。そして、次に都市において特徴的にみられる することで、民衆や寺院の寺檀関係観についても言及して たな寺檀関係の構築を余儀なくされていた。それらを分析 側面を考察する。京都への居住地移動において、民衆は新 居住地の「移動」という行為を通して、寺檀関係の実態的 タンが出現した際に、寺檀関係がどのように機能するのか - 59

政策的側面について町触を概観したうえで、実際にキリシ て、次のような分析視角から考察する。まず、寺檀関係の

そこで小稿は、近世後期の京都における寺檀関係につい

Ι 寺植関係の政策的側面

町触からみる寺檀関係

幕藩権力は、政策的側面の寺檀制度・寺檀関係(以下、「寺

機能を担わせていたのであろうか。本節では、京都におけ 檀関係」という)に対して、どのように認識し、如何なる

る権力の「寺檀関係」に対する認識・機能について考える。

近世都市京都における諸政策が、町触を通して京都町塞

行から民衆に布達されていたことは、ここで改めて指摘す

るまでもないことである。したがって、町触を分析するこ

は可能であり、「寺檀関係」も例外ではない。 とにより、京都における政策の認識・機能を考察すること

ここで対象とする時期について、あらかじめ言及してお

安政三年(一八五六)までのやや長い期間を対象とする。 く必要があろう。本節では、享保七年(一七二二)から、

権の縮小は、 ら四カ国支配に改められ、支配権が縮小された。この支配 「享保の国分け」によって、それまでの畿内八カ国支配か まず、享保七年の画期について説明すると、京都町奉行は 一方で民政の強化をもたらし、それは「寺檀

関係」も例外ではなかったという。つぎに、安政三年の画

なかったので、ここに確認しておきたい。

洛中洛外寺社幷町方例年指出候宗門改帳、是迄雑色町

上勲氏は、京都守護職が設置された文久二年(一八六二) で、京都はそれまでの非政治都市から、政治的に重要な都 市へと転換を遂げることになった。この転換について、井

期について説明すると、度重なる外圧と高まる尊王論の中

以降とされ、原田伴彦氏や鎌田道隆氏は、幕府が朝廷に対

して日米通商修好条約の勅許を求めた安政三年頃とされて

いる。安政年間の後半には、京都に多数の武士が在洛して

触を検討していくと、「寺檀関係」は宗門帳に関する触と おり、ここでは安政三年を画期としたい。 さて、京都において権力から民衆に対して布達された町

(一) 宗門帳

れている。この変更は、安政三年に至るまで変わることは 期の民政強化策の一環として、宗門帳の提出方法が変更さ 分けて、検討していくこととする。 寺請状に関する触にみられる。そこで、宗門帳と寺請状に 宗門人別帳の提出に関する触である。前述したように享保 町触において、「寺檀関係」が最も多くみられるのは、

代江取集メ指出候得共、向後役所江直可差出候事

但、其町々年寄五人与之内壱人幷村々庄や年寄之内

壱人、右帳面可致持参候

右之通可相心得候、例年九月中を限可差出候、此旨山 城国中へ可触知者也

では九月に行われていた。京都では、八月下旬または九月 領において、宗門帳の提出は三月に行われていたが、京都 奉行所へ直接提出されるようになった。また、一般的に幕 になると、次のような宗門人別帳提出を指示する触が、 このように、宗門帳は町々の年寄・五人組によって、町

【史料1】17 通ないし、二通布達されている。

宗門帳、去年之通当月中ニ相認置候様被仰渡候、尤差 上候日限追而可申達候、以上

已 () 八月 山中与八郎

【史料 2 18 宗門帳、来ル十日朝五時東御役所江持参差上候様被仰

渡候付申廻候、以上

巳九月 山中与八郎

【史料3】19

宗門帳、例年之通九月朔日五つ時西御役所江相納候様

被仰渡候ニ付可申通事

子八月 梅村七左衛門

定されていない場合は二通に分けて布達されていたようで の段階で宗門帳の提出日が決定されている場合は一通、決

【史料1】~【史料3】を見れば明らかなように、八月

奉行所が年番で担当していた。しかし、提出先や管理を年 れていた。町奉行の江戸在番などの場合を除いて、東西町

提出された宗門帳は、町奉行所の証文方において処理さ

京都の町数から考えても、宗門帳の処理は町牽行所にとっ ず、東西の証文方与力・同心が共同で処理していたという。 番で担当しただけで、実際の作業は当番・非番にかかわら

つぎに宗門帳提出の触の作成主体に注目すると、江戸や

て一大事業であったといえよう。

何申上候得者、例年之通可申渡旨被仰渡候ニ付」とあるよ 年之通町々へ可申渡候哉之旨東御証文方塩津又十郎殿へ御 た町代であった。それは、町代の日記に「宗門帳之義、例 京都の幕臣ではなく、町に雇用されて下級事務を担ってい

- 61 **-**

たのである。 申上候処、累年不易之儀ニ候得者窺候ニ不及儀旨ニ御座候』 うに、町代が証文方与力の指示を一方的に受けて布達した にあるように、触面上は町奉行所の指示として布達してい のである。だが、実態はともかくとして、【史料1】など と証文方与力への伺いは不要とされるようになったという 八月中ニ認置候様例年之通可申廻哉之旨、東証文方江御伺 した上で町々に布達していた。それがやがて「宗門帳之儀 のではなく、先に町代から与力に対して布達の可否を提案

布達している。

から提出される、という行為だったのである。 力)にとって、もっとも重要であったのは、宗門帳が町々 達伺いに対する認識からも明らかであろう。町奉行所(権 前述した町代の「番日記」にみられるように、町々への布 たのは、町奉行所与力ではなく、町代であった。これは、 このように、宗門帳提出に関して、主体的な働きをみせ

(二) 寺請状

寺院が直接関与することはなかった。したがって、「寺檀 ついて検討してみたい。京都においては、宗門帳の作成に つぎに、町触からみられる寺請状の機能と権力の認識に

関係」に寺院が関与するのは寺請状のみである。

が粗略になっているとして、町奉行所はつぎのような触を 宝暦七年(一七五七)、村や町において寺請状の取扱い

付候 之通家別急度寺請状取置可申候、若不相用者有之候 相候、甚不埒二候、今般者不及沙汰、以来者前々仕来 村々町々家持借家屋者ニ至迄、宗門疑敷儀無之旨、寺 ハヽ、其村々庄屋年寄、町々年寄五人与とも急度可申 より五三年又者拾ヶ年弐拾ヶ年余りも其沙汰不及旨相 請状村方町内江取置義ニ候処、近年猥りに相成、檀家

右之通山城国中江可相触者也 丑 七月

証明するために、家ごとに取り置くものであるとの認識を ここで町奉行所は、寺請状が「宗門疑敷」くないことを

示している。

町役之者共常々無油断心掛ヶ、家持借屋人者勿論同居之者 が、そのなかで「前書触書之趣相守、已来心得違無之村役 経過とともに疎略になっているとして、再度布達している さらに、文政十三年(一八三〇)に、前述の触が時間の

幷召仕男女迄も逸し不洩様家別ニ寺請状取置、前々ら仕来 通厳重ニ可相改候」と述べ、家持・借屋人だけでなく、同 は東西本願寺の末寺の記載についての触であるが、民衆が

居や召仕など奉公人をも含むすべての住民のものを取り置 くように指示しているのである。

これらは、村や町における寺請状の取扱いの実態を反映

疑敷」くないこと、つまりキリシタン禁制を維持するため していると考えられるが、寺請状が全住民に対して「宗門

の機能を果たしていたことは明らかである。

ろうか。それは、安永六年(一七七七)の東西本願寺末寺 の記載方法をめぐる触の中に見い出すことができる。触面 寺請状が如何なる局面において必要とされていたのであ

来り之通相認而者、此節町々ニ而差障りを申立、宅替 宗、或者本願寺門徒、其外一向宗共相認来り候処、仕 請状ニ有来之通、宗号浄土真宗何寺門徒、又者本願寺 東西本願寺末寺より門徒共宅替之節寺請状差出、右寺

とある。つまり、門徒共が宅替を行う際に寺請状の提出が 必要であったのであるが、宗号が様々な記載をされている ので、町々において支障をきたしていたのである。この触

ニ茂差支候由相聞候間、(後略)

はない。 宅替の際に寺請状が必要であったのは門徒に限ったことで

とされ、その対処方法が指示される触の中に、「右之外(宅 また、翌七年には、記載方法の吟味中にも寺請状は必要

替」の他にも「新規借宅」や「家屋敷買得引移」には、新 屋敷買得引移候もの者、新ニ寺請状相認可差出」とあり、「宅 替之節、括弧中は筆者補足、以下同じ)新規借宅、又者家

て、町と新たな関係を構築する際に、新しく発行された寺 このように、民衆が居住地の移動や家屋敷の買得によっ

たな寺請状が必要であったことがわかる。

請状を提出させて、「宗門疑敷」くない体制を維持していた。

た政策を、定期的に、あるいは新規の借屋・家屋敷の売買

るための機能を果たしていたのである。 といった新たな関係を築く際に村や町に提出させて維持す

キリシタンの出現と寺植関係

2

されることであり、キリシタン禁制を維持するために寺請

寺請状は、「キリシタン禁制」という近世を通して行われ 前節では、「寺檀関係」の内実は宗門帳が奉行所へ提出

果たしたのであろうか。これについて邪宗門一件を通して 問題として浮上した際、「寺檀関係」がどのような機能を 明らかにした。それでは、京都においてキリシタンが現実 状が寺院と民衆との間でやりとりされることであることを

考察する。

間で、加持祈祷とその報酬の金品をめぐる争いが露顕した 西成郡川崎村の京屋新助母さのが、家主憲法屋与兵衛との とつである。一件は、文政十年(一八二七)正月に摂津国

邪宗門一件は、大塩平八郎の三大功績とされる事件のひ

十二年十二月一日付で大坂城代太田摂津守から大坂町奉行 た。以後二年間にわたって、幕府の評定所で評議され、同 行高井山城守は、吟味書をまとめて幕府へ仕置伺を提出し 徹底した吟味が実施された。同年九月から十月に大坂町奉 ことにはじまり、七月までに関係者が次々と捕縛されて、

と判断できないとする幸田成友氏・宮城公子氏・山根智代 渡されて、決着をみたのである。 下知状が下され、同月五日に高井から関係者へ仕置が申し 髙井山城守へ、首謀者をキリシタンとして処罰する内容の この一件はこれまで、彼らがいずれもキリシタンである

美氏・藤原有和氏に対して、海老沢有道氏は「まったく新

Ŕ

みつきが「八坂へ移りとし云。如此繁昌して、せ間に

集団・行動」の集約した表象がキリシタンであるとしたり、 の生活者から見て異様な存在」であり、「異端的な言説・ れた者がキリシタンであるか否かの研究や、当時の「普通 しく形成されたキリスト教的信仰」であるという、検挙さ

キリシタンとは、「その信仰や活動が幕藩制秩序から逸脱」

とする、キリシタンの概念やイメージについての研究がな 究は皆無である。そこで、一件を寺檀関係の視角から検討 されている。だが、管見の限り、寺檀関係の視角からの研 し、「本人がキリシタンであると自覚している」者である

してみたい。

支丹一件』には、みつきについて「同所(京都)清水下八 つきは京都に居住していた。一件の仕置を記した『大坂切 たとは考えられない。一件の中心人物の一人である豊田み われた。しかし、京都においても、まったく無関係であっ 邪宗門一件の仕置は、一貫して大坂町奉行所の主導で行

相知、病気之加持出来候」とある。また、江戸時代末期の 世相や社会について記した見聞録である『浮世の有様』に 内実不思義之術を授、追々修行之上、既少々ツ、未然之事 坂ニ住居いたし候女陰陽師豊田みつき稲荷明神下ケ与唱、

していたことが窺い知れるのである。ては見通しと呼るゝやうになりぬる」と崇敬を集め、繁栄

奉公しており、京都に居住していたのである。水野軍記なる人物であった。軍記は閑院宮家に祐筆としてでに死亡していたが、彼らが教祖として名前を挙げたのは、そのうえ、吟味の過程において、一件が露顕した時はす

者が動員されたとも推察されている。また、評定所一座奉行から大坂の四ヶ所長吏を通して、京都非田院支配下の京都町奉行与力との連携のもとに行われたとも、大坂町はない。そこで、一件の検挙においては、大塩の書状からしかし、当然のことながら京都は大坂町奉行の管轄下で

る。 江可相達」とあり、京都町奉行の関与も確認できるのであおいて之悪事ニ付、科書捨札彼地江茂相立候様京都町奉行された後、「此もの(みつき)儀始終京都ニ罷在、同所ニ による仕置評議書には、みつきが大坂三郷引廻しの上磔に

組寺である。一件の関係者は京都にも居住していたから、いた軍記と捕縛された一件の中心人物五人の檀那寺とそのかに寺院が含まれている。その寺院とは、すでに死亡してさて、一件の仕置評議書である『邪宗門一件書留』のな

るのである。

雲晴寺に対して、次のような仕置がなされた。 檀那寺である京都五條醒井魚之店下ル町にある本願寺末寺たのである。軍記は死亡していたにもかかわらず、軍記の彼らは当然のことながら京都において寺檀関係を有してい

茂拘候間、右例(不受不施派一件)ゟ重く、大瑞者伺支丹宗門修候を不存罷在候もの共ニ付、一躰之取締ニ大瑞(雲晴寺住持)幷組寺之もの共者格別御制禁之切

之通退院、組寺者五十日逼塞可申付旨被渡可然哉ニ牽

・・同じ、禁門であってでそにをでいる頁(ご答こ、夏下評定所一座は、寛政四年(一七九二)上総国でキリシタ

五十日逼塞の仕置としたのである。けた例を参考に、檀那寺の住持である大瑞を退院、組寺を寺住持を「宗旨請合候詮無之」として、五十日逼塞を申付ンと同じく禁制であった不受不施派が露顕した際に、檀那

乗院であり、大乗院と組寺にもこの仕置が言い渡されてい院では、みつきの檀那寺が二条川東の法華宗頂妙寺塔中大寺を五十日逼塞という共通した仕置がなされた。京都の寺瑞幷組寺同様之もの共」とされ、檀那寺の住持を退院、組また、一件の中心人物の檀那寺に対しては、「雲晴寺大

たのである。したがって、当時の寺請状によくある「当寺 内実が変化しても、キリシタン禁制に寺請状は機能してい 院が発給した寺請状であったと考えられる。キリシタンの れた。評定所一座が仕置の根拠としたのは寺請であり、寺

このように、邪宗門一件では、寺院に対して仕置が行わ

は、 しても、以下のような仕置が言い渡されている。 また、中心人物であった五人が居住していた町や村に対 画餅ではなく、有効性を持っていたといえよう。

檀那二紛無之候、若御法度之切支丹宗門抔与申訴人於有之

而者、御公儀表江拙寺罷出急度可致申明候」といった文言

共二付、一躰之取締ニ茂拘り候間、右御定(三鳥派や 共役儀取放過料銭五貫文、家主幷在方之年寄者役儀取 不受不施派を居住させた場合)ゟ重、庄屋幷町方年寄 前々ゟ格別御制禁之切支丹宗門修候を不存罷在候もの

である。仕置の根拠となったのは、宗門人別帳の末尾にみ タンの居住していた村や町の役人に対して仕置を行ったの 鳥派や不受不施派を居住させた場合を参考にして、キリシ 評定所一座は、寺院の場合と同様に、禁制としていた三 ニ奉存候 放同三貫文、五人組者同三貫文宛可申付旨被仰渡然哉

可被行候

ら隠し置、

文言であろう。つまり、宗門人別帳は、町に居住するすべ 可申上候、則町内手形之写帳面ニ記之差上申候] といった 少も疑敷者無御座候、自然不審之儀御座候ハヽ、早速御訴 町内家持借屋ニ至迄、寺請状取置之下人等迄人別相改宗門 味仕候得共、今度も弥々相改手形差上候様被為 られる「切支丹宗門御制禁之儀、累年被為 仰出無懈怠吟 ての住民に対して、寺請状を確認した上で、作成されてい 仰付候故、

うな宗門人別帳の文言は、寺請状と同様に、まったくの画 餅ではなかったのである。 おきたい。町触には、仕置が言い渡された翌月、文政十三 さいごに、京都という都市全体に与えた影響ついてみて

ることが謳われているのである。したがって、前述したよ

年正月に次のような触を布達している。 敷者有之者、早々其筋へ可申出、品ニ寄御褒美被下、 門之由ニて異法行ひ候者有之、即被処厳科候処者、右 切支丹宗門之儀、従先前雖為御禁制今度於上方筋右宗 其者ゟ仇をなさゝる様ニ可被仰付候、若見聞及ひなか 宗門之儀弥可遂御穿鑿之条、銘々無油断相改、自然疑 他所ゟ顕わるに於ハ、其所之者迄も罪科ニ

右之趣向々江寄々可被達候

十二

右御書附従江戸到来候条、洛中洛外へ不洩様可相触者

.

寅十二

一件の後も、従来の政策のまま維持されたのである。 おいい でいる でいる でいる ではない ではなく、京都町奉行に都において独自に布達されたものではなく、京都町奉行に関候事」という指示を受けて出された江戸触であって、京間候事」という指示を受けて出された江戸触であって、京のをは、老中水野忠成の「宗門之儀別而入念相改候様、この触は、老中水野忠成の「宗門之儀別而入念相改候様、

のイメージは、邪宗門一件のそれであったと指摘されては近世期を通して維持されたが、これ以降の「キリシタン」いたが、露顕させることはできなかった。キリシタン禁制る「寺檀関係」はキリシタン禁制の仕置の点では機能して邪宗門一件を検討すると、たしかに寺請状と宗門帳によ

力(町奉行所)は寺請状と宗門帳によってキリシタン禁制

いる。キリシタンの存在自体が変化する中においても、権

を維持し続けたのである。

Ⅱ 寺植関係の実態的側面

1 近世京都と宗門人別帳

構造を明らかにしてきた。近年さかんな歴史人口学においや村などの規模や年齢構成、構成員の身分など、その内部関係」の内実であった宗門人別帳を史料とした研究は、町つぎに寺檀関係の実態的側面について考察する。「寺檀

具体的に解明され、民衆の生活の実態が明らかになっていの寿命や結婚・離婚・出産、家督相続・隠居の時期などがと関連して家族史研究では、世帯の構成や規模、民衆個人と関連して家族史研究では、世帯の構成や規模、民衆個人ても、一定期間における人口推移や出稼ぎにおける都市と

極的に活用されている。

業史の分野においても、様々な規模の商家において、奉公店住年数など「動」的側面を明らかにしてきた。また、商に、一定期間の宗門人別帳を使用することにより、住民の年齢構成といった「静」的側面を具体的に解明するととも京都に関して言えば、町における住民の人数や世帯数、京都に関して言えば、町における住民の人数や世帯数、

人の出身地や奉公年数、奉公の開始・終了年齢の解明に成

果をもたらしている。

に際して、宗旨ネットワークが果たした役割について論じ 門帳から、京都における寺檀関係を言及したものは、奉公 かかわらず、宗教の側面に注目した研究はあまりない。宗

しかし、宗門人別帳が寺檀関係を記した史料であるにも

したものとは言い難い。 きる。だが、それらはいずれも近世固有の寺檀関係を前提 おける宗旨のネットワークの役割を論じた研究 が確認で たもの や、京都への移動に際して、それまでの居住地に

化して、膨張した江戸の人口を減らすと同時に、荒廃した に理解されている。まさしく、天保改革期の都市政策が、 農村人口を回復させることを目指したものであると一般的 れることとなった。「人返しの法」は、幕府が人別改を強 いわゆる「人返しの法」の影響を受けて、内容が詳細化さ さて、その宗門人別帳が、天保十四年(一八四三)から、

した人口問題を有していなかったという。しかし、老中水 欠落農民に提供する後背地が欠如しており、江戸ほど緊迫 京都は、近くに大坂という大都市が存在するとともに、 もあったことを示すものである。

たんに都市を対象にしたものではなく、同時に農村対策で

ことを求めていたとされている。 府は江戸における町触を他の直轄都市においても実施する 勿論之事ニ候処、(中略)京大坂其外遠国奉行所ニ而循行 すへき事」という方針を推し進めたのである。つまり、幕 野忠邦は「京大坂を始、万事江戸之法度ニ応し処置可致者

達された「在方人別改方等之義ニ付、今般江戸表ゟ被遺候 されることになったのである。それが天保十四年五月に布 このようにして、「人返しの法」は京都においても実施

都町奉行田村伊勢守はこの触の内容の一部に疑問があった 心得候」という九箇条からなる江戸触である。なお、京 御書付之趣為触知置候付、向後於市中も取締方左之通可相

らしく、江戸町奉行鳥居・阿部両名に対して、問合せを行っ

この触が所司代牧野備前守に相談して布達されたものであ ることは間違いなかろう。 処、伺之通被仰渡候付、触書差出申候。」とあることから、 ている。その中に「洛中洛外江触達之儀備前守殿江相伺候

検討してみよう。第四条には次のようにある。
點 つぎに、この江戸触の宗門人別帳に関する条文について

一市中人別改之義、家持借屋もの共家族召仕同居之も の二至迄、生国菩提所年附等迄巨細ニ相記、年寄共

方へ差出、尚壱人別年寄方江呼寄、判元見届、人別 出し、町分ニも一ト通りつゝ扣ニ取置可申候 帳江調印為致、年々九月ニ両役所へ一ト通りつゝ差 帳江突合、年附印形等迄取調候間、少も油断致間敷

致し、調印為致置、不時ニ奉行所より尋有之候節、 委細ニ留置、判形相改候者有之候ハヽ、其段断書 後之存亡、嫁娶之増減ハ勿論、同居人之出入等迄 但、町分江取置候人別帳江者、町役人共申合、改

宗門帳を作成するための人別改では、家持・借屋から同 聊差支無之樣可致候

いる。 寄へ報告させた上で調印させること、それを九月に両町奉 記録し、奉行所からの問合せに対応できるようにも命じて ている。提出後も婚姻などによる増減や同居人の出入りを 行所へ提出し、町にも控えを一冊置いておくことを指示し 居人などまで生国・檀那寺・年齢などを詳細に記して、年

続く第五条・六条は、以下のようにある。

たし可差出候

一向後九月人別帳差出候得共、奉行所ニ而前年之人別 一年々二月ニ至り、前年九月差出置候人別帳持場之雑 色町代を以、町役人共江下ケ遺候間、増減共断書い

九月に提出された宗門帳は、翌年二月に雑色・町代を通

て、照合することが謳われているのである。 また提出された宗門帳は、前年のものと年齢や印形につい して返却され、増減などを記入して、再度提出させている。

この触書によって、宗門人別帳は、生国や檀那寺、

が記された詳細なものが、作成されることになったのであ 年齢

安政三年までの宗門人別帳を史料として、民衆の居住地「移 る。本章では、天保十四年から、政治都市化されはじめる

動」に注目して寺檀関係の実態的側面にアプローチしてみ

2 京都への居住地移動と寺植関係

認することができる。二〇町の概略をここで述べることは、 紙幅の関係から不可能であり、それぞれの都市内部におけ いては、表1に示した。所在地だけをみても、都市の中心 る「位置」や「格式」、人口や世帯数などの「規模」につ て、管見の限りでは、二〇町、一二六冊の宗門人別帳を確 天保十四年から安政三年までの一四年間の京都におい

表1 宗門人別帳の町一覧

6	8	(3)		6		(5)		(4)	٨	(2)	(1)	(8)	©	∞	9	6		9	(4)	ω	©	Θ		
西上之町	西堂町	大黒町		吉水町		西門前町		太子山町	革棚町	燈篭町	町頭南町	衣棚南町	衣棚北町	蛸薬師町	塩屋町	松植町		革堂町	姥ヶ榎木町	花車町	筋違橋町	築山上半町	五	- A
御前仁和寺街道下ル	小川三条上ル	室町五条下ル		不明門松原下ル		大宮松原下ル東側		油小路仏小路下ル	四条新町西人	東洞院松原上ル	新町三条上ル	三条新町東入南側	三条新町東入北側	室町押小路上ル	河原町蛸薬師下ル	中御霊裏	ŢĦ	元誓願寺净福寺西入二	千本一丁半東五辻上ル	千本寺之内下ル	大宮廬山寺上ルニ丁目	室町今出川上ル	为在場	H + +
洛外町続き	下古京		下古京		下古京		下古京	下古京	下古京	下古京	下古京	下古京	下古京	下古京	上古京	上古京		上古京	定异丁	上古京	上古京	上古京	惣町	
雑色五十嵐方内	南艮組		川西九町組		川西九町組		川西九町組	川西十六町組	仲九町組	巽組	上艮組	上艮組	上艮組	上艮組	下中筋組	上立売親九町組		下西陣組	上西陣組	上西陣組	上西陣組	上立売親九町組	町組	位置
	新ン町	配新ン町	東古西町支	新ン町	樋口町支配	巻ン西	喜吉組支配	古町	古町	古町	古町	古町	古町	古町	差配町	随身町		古町	古町	古町	古町	親町	循八	华
150人	100 X		200 X		190 X		170 X	300 X	200 A	280 X	120 A	100 Å	100 Å	300 人	200 A	40 A		60 ≻	200 A	240 A	270 A	<i>≫</i> ×	ДП	
50 世帯	20 世帯		40 世帯		40 世帯		50 世帯	70 世帯	50 世帯	80 世帯	20 世帯	20 世帯	10 世帯	40 世帯	60 世帯	10 世帯		10 世帯	30 世帯	60 世帯	80 世帯	20 世帯	世帯数	規模
37 軒役	28 軒役		31 軒役		31 軒役		34 軒役	46 軒役	42 軒役	50 軒役	28 軒役	17 軒役	16 軒役	60 軒役	21 軒役	4軒役		16 軒役	31 軒役	40 軒役	58 軒役	28 軒役	軒役	
	奥田		田内		田内		田内	竹内	田内	石垣	日中	中山	日中	中山	山内	梅村		小久保	甲川	早川	早川	梅村	町代	か
3年	14年		1年		2年		11年	2年	9年	6年	5 #	12年	14年	11年	8年	3年		2年	1年	5 (7年	2年	史料残存	4の街
	西上之町 御前仁和寺街道下ル 洛外町続き 雑色五十嵐方内 150人 50世帯 37軒役	西堂町 小川三条上ル 下古京 南艮組 新ン町 100 人 20 世帯 28 軒役 奥田 西上之町 御前仁和寺街道下ル 洛外町続き 雑色五十嵐方内 150 人 50 世帯 37 軒役	大黒町 室町五条下ル 配新ン町 100 人 20 世帯 28 軒役 奥田 西堂町 小川三条上ル 下古京 南良組 新ン町 150 人 20 世帯 28 軒役 奥田 西上之町 御前仁和寺街道下ル 洛外町続き 雑色五十嵐方内 150 人 50 世帯 37 軒役	大黒町 室町五条下ル 下古京 川西九町組 東古西町支 200 人 40 世帯 31 軒役 田内 西堂町 小川三条上ル 下古京 南艮組 新ン町 100 人 20 世帯 28 軒役 奥田 西上之町 御前仁和寺街道下ル 洛外町続き 雑色五十嵐方内 150 人 50 世帯 37 軒役 四	吉水町 不明門松原下ル 新ン町 新ン町 40世帯 31軒役 田内 大黒町 室町五条下ル 下古京 川西九町組 東古西町支 200 人 40世帯 31軒役 田内 西堂町 小川三条上ル 下古京 南良組 新ン町 100 人 20世帯 28軒役 奥田 西上之町 御前仁和寺街道下ル 洛外町続き 雑色五十嵐方内 150 人 50世帯 37軒役 4	吉水町 不明門松原下ル 下古京 川西九町組 樋口町支配 190 人 40 世帯 31 軒役 田内 大黒町 室町五条下ル 下古京 川西九町組 東古西町支 200 人 40 世帯 31 軒役 田内 西堂町 小川三条上ル 下古京 南良組 新ン町 100 人 20 世帯 28 軒役 奥田 西上之町 御前仁和寺街道下ル 洛外町続き 雑色五十嵐方内 150 人 50 世帯 37 軒役 奥田	西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 橋口町支配 190 人 40 世帯 31 軒役 田内 吉水町 不明門松原下ル 下古京 川西九町組 第ン町 200 人 40 世帯 31 軒役 田内 大黒町 室町五条下ル 下古京 川西九町組 東古西町支 200 人 40 世帯 31 軒役 田内 西堂町 小川三条上ル 下古京 南良組 新ン町 100 人 20 世帯 28 軒役 奥田 西上之町 御前仁和寺街道下ル 洛外町続き 雑色五十嵐方内 150 人 50 世帯 37 軒役	西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 喜吉組支配 170 人 50 世帯 34 軒役 田内 吉水町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 樋口町支配 190 人 40 世帯 31 軒役 田内 吉水町 不明門松原下ル 下古京 川西九町組 東古西町支 200 人 40 世帯 31 軒役 田内 大黒町 室町五条下ル 下古京 川西九町組 東古西町支 200 人 40 世帯 31 軒役 田内 西皇町 小川三条上ル 下古京 南良組 新ン町 100 人 20 世帯 28 軒役 奥田 西上之町 御前仁和寺街道下ル 洛外町続き 雑色五十嵐方内 150 人 50 世帯 37 軒役 奥田	太子山町 油小路仏小路下ル 下古京 川西十六町組 古町 300 人 70 世帯 46 軒役 竹内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 喜吉組支配 170 人 50 世帯 34 軒役 田内 吉水町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 樋口町支配 190 人 40 世帯 31 軒役 田内 吉水町 不明門松原下ル 下古京 川西九町組 東古西町支 200 人 40 世帯 31 軒役 田内 大黒町 室町五条下ル 下古京 川西九町組 東古西町支 200 人 40 世帯 31 軒役 田内 西皇町 小川三条上ル 下古京 南良組 新ン町 100 人 20 世帯 28 軒役 奥田 西上之町 御前仁和寺街道下ル 洛外町続き 雑色五十嵐方内 150 人 50 世帯 37 軒役 奥田	本棚町 四条新町西入 下古京 仲九町組 古町 200 人 50 世帯 42 軒役 田内 太子山町 油小路仏小路下ル 下古京 川西十六町組 吉田 300 人 70 世帯 46 軒役 竹内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 書吉組支配 170 人 50 世帯 34 軒役 田内 吉水町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 樋口町支配 190 人 40 世帯 31 軒役 田内 吉水町 不明門松原下ル 下古京 川西九町組 東古西町支配 190 人 40 世帯 31 軒役 田内 大黒町 室町五条下ル 下古京 川西九町組 東古西町支 200 人 40 世帯 31 軒役 田内 西豊町 小川三条上ル 下古京 南良組 新ン町 100 人 20 世帯 37 軒役 奥田 西上之町 御前仁和寺街道下ル 洛外町総 雑色五十嵐方内 150 人 50 世帯 37 軒役 四内	登篭町 東洞院松原上ル 下古京 巽組 古町 280 人 80 世帯 50 軒役 石垣 草棚町 四条新町西入 下古京 仲九町組 古町 200 人 50 世帯 42 軒役 田内 大子山町 油小路仏小路下ル 下古京 川西九町組 吉町 300 人 70 世帯 46 軒役 竹内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 新ン町 170 人 50 世帯 31 軒役 田内 吉水町 不明門松原下ル 下古京 川西九町組 橋口町支配 190 人 40 世帯 31 軒役 田内 大黒町 室町五条下ル 下古京 川西九町組 東古西町支配 200 人 40 世帯 31 軒役 田内 西豊町 小川三条上ル 下古京 川西九町組 東古西町支配 100 人 20世帯 31 軒役 奥田 西上之町 御前仁和寺街道下ル 洛外町総 新シ町 100 人 20世帯 37 軒役 奥田	町頭南町 新町三条上ル 下古京 上良組 古町 120 人 20世帯 28軒役 山中 虚篭町 東洞院松原上ル 下古京 異組 古町 280 人 80世帯 50軒役 石垣 本棚町 四条新町西人 下古京 神九町組 古町 200 人 50世帯 42軒役 田内 大子山町 油小路仏小路下ル 下古京 川西九町組 吉組支配 170 人 50世帯 44軒役 田内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 橋口町支配 190 人 40世帯 31軒役 田内 吉水町 不明門松原下ル 下古京 川西九町組 東古西町支配 190 人 40世帯 31軒役 田内 大黒町 室町五条下ル 下古京 川西九町組 東古西町支 200 人 40世帯 31軒役 田内 西豊町 小川三条上ル 下古京 川西九町組 東古西町支 200 人 40世帯 31軒役 囲内 西豊町 小川三条上ル 下古京 開西九町 新シ町 100 人 20世帯 28軒役 奥田 西土力町 御前位和寺街道下ル 洛外町 <t< td=""><td>衣棚南町 三条新町東入南側 下古京 上良組 古町 100 人 20世帯 17軒役 山中 町頭南町 新町三条上ル 下古京 上良組 古町 120 人 20世帯 28軒役 山中 燈篭町 東洞院松原上ル 下古京 異組 古町 280 人 80世帯 50 軒役 石垣 本棚町 四条新町西入 下古京 押九町組 古町 200 人 50世帯 42 軒役 田内 大子山町 油小路仏小路下ル 下古京 川西九町組 書吉組支配 170 人 50世帯 44 軒役 田内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 橋口町支配 190 人 40世帯 31軒役 田内 吉水町 不明門松原下ル 下古京 川西九町組 東古西町支配 190 人 40世帯 31軒役 田内 大黒町 室町五条下ル 下古京 川西九町組 東古西町支 200 人 40世帯 31軒役 田内 西豊町 小川三条上ル 下古京 川西九町組 新シ町 100 人 20世帯 31軒役 奥田 西豊町 小川三条上 市台京</td><td>衣棚北町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100 人 10世帯 16軒役 山中 衣棚南町 三条新町東入南側 下古京 上良組 古町 100 人 20世帯 17軒役 山中 町頭南町 新町三条上ル 下古京 上良組 古町 120 人 20世帯 28軒役 山中 透鶴町 東洞院松原上ル 下古京 共良組 古町 280 人 80世帯 50 軒役 山中 本棚町 四条新町西人 下古京 共貞組 古町 280 人 80世帯 50 軒役 石垣 大子山町 油小路仏小路下ル 下古京 川西九町組 吉組支配 170 人 50世帯 44 軒役 田内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 瀬ン町 190 人 40世帯 31 軒役 田内 古本町 今門松原下ル 下古京 川西九町組 東古西町支町 190 人 40世帯 31 軒役 田内 大黒町 全町五条下ル 下古京 川西九町組 東古西町支町 200 人 40世帯 31軒役 田内 大黒町 金町五条下ル 下古京</td><td>対薬師町 室町押小路上ル 下古京 上良組 古町 300 人 40 世帯 60 軒役 山中 衣棚北町 三条新町東入地側 下古京 上良組 古町 100 人 10 世帯 16 軒役 山中 衣棚市町 三条新町東入市側 下古京 上良組 古町 100 人 20 世帯 17 軒役 山中 四頭南町 新町三条上ル 下古京 上良組 古町 120 人 20 世帯 28 軒役 山中 透篭町 東洞院松原上ル 下古京 半良組 古町 200 人 20 世帯 28 軒役 山中 透篭町 東洞院松原上ル 下古京 半良組 古町 200 人 20 世帯 28 軒役 山中 本子山町 油小路仏小路下ル 下古京 川西九町組 古町 200 人 50 世帯 44 軒役 田内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 新ン町 190 人 40 世帯 31 軒役 田内 西豊町 小川三条上ル 下古京 川西九町組 新ン町 100 人 40 世帯 31 軒役 四内 西豊町 小川三条上ル 下古京</td><td>違屋町 河原町蛸薬師下ル 上古京 下中筋組 差配町 200人 60世帯 21軒役 山内 射薬師町 室町押小路上ル 下古京 上良組 古町 300人 40世帯 60軒役 山中 衣棚北町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 10世帯 16軒役 山中 衣棚市町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 20世帯 15軒役 山中 西頭南町 新町三条上ル 下古京 上良組 古町 120人 20世帯 28軒役 山中 草棚町 東海院松原上ル 下古京 無見組 古町 120人 20世帯 28軒役 山中 本棚町 四条新町西入 下古京 川西九町組 古町 200人 50世帯 42軒役 山中 本子山町 油小路仏小路小路人小路へ小路へ下ル東側 下古京 川西九町組 吉田 200人 50世帯 42軒役 円内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 瀬ン町 170人 40世帯 31軒役 田内 古水町 全部五条上里 川内 新ン町</td><td>松極町 中御霊裏 上古京 上立売親九町組 随身町 40人 10世帯 4軒役 棒村 塩屋町 河原町蛸薬師下ル 上古京 下中筋組 差配町 200人 60世帯 21軒役 山内 蜂薬師町 室町押小路上ル 下古京 上良組 古町 300人 40世帯 60 軒役 山中 水棚北町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 10世帯 15軒役 山中 水棚市町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 20世帯 15軒役 山中 市頭南町 新町三条上ル 下古京 上良組 古町 120人 20世帯 28軒役 山中 草鶴町 東海院松原上ル 下古京 早良組 古町 280人 80世帯 29軒役 山中 本郷町 四条新町西入 下古京 川西九町組 古町 200人 20世帯 45軒役 山中 本郷町 油小路仏小路下ル東側 下古京 川西九町組 書言組支配 170人 50世帯 31軒役 田内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組</td><td>大極町 中御霊裏 上古京 上立売親九町組 随身町 40人 10世帯 4軒役 棒村 塩屋町 中御霊裏 上古京 下中筋組 差配町 200人 60世帯 21軒役 山内 頻業師町 室町押小路上ル 下古京 上良組 古町 300人 40世帯 60軒役 山内 交棚北町 至条新町東入北側 下古京 上良組 古町 300人 40世帯 60軒役 山中 支棚市町 新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 20世帯 15軒役 山中 直頭前町 新町三条上ル 下古京 上良組 古町 120人 20世帯 50軒役 山中 本棚町 油角院松原下ル 下古京 川西九町組 古町 200人 80世帯 50軒役 山中 本部町 油入路仏小路仏小路下ル 下古京 川西九町組 古町 200人 80世帯 50軒役 石垣 本学町前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 新ン町 170人 40世帯 31軒役 田内 古町前町 小川西九町銀 東古町町支 200人 <</td><td>本堂町 元督願寺浄福寺西人二 上古京 下西陣組 古町 60 人 10世帯 45 人 外保 松植町 中御霊裏 上古京 上立売親人町組 随身町 40 人 10世帯 4軒役 棒村 塩屋町 中御霊裏 上古京 上立売親人町組 透配町 200 人 60世帯 21軒役 山内 5機期町 全別押小路上ル 下古京 上良組 古町 200 人 60世帯 21軒役 山内 交棚町町 第町東入市側 下古京 上良組 古町 100 人 20世帯 21軒役 山内 左棚町 東海院が原土ル 下古京 上良組 古町 100 人 20世帯 20日報 左棚町 東海院が原土ル 下古京 上良組 古町 120 人 20世帯 25軒役 山中 産額町 連入の路が町西入 下古京 川西九町組 古町 200 人 20世帯 24軒役 山中 本棚町 沖の原門が原下ル東側 下古京 川西九町組 吉町 200 人 20世帯 24軒役 竹内 本外町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 春10人町 30人</td><td>後ヶ橋木町 千本一丁半東五辻上ル 上古京 上西韓組 古町 200 人 30 世帯 31 軒役 早川 草堂町 元晉願寺冷福寺西入二 上古京 下西陣組 古町 60 人 10 世帯 16 軒役 小久保 空屋町 中御霊養 上古京 上立売報九町組 随身町 40 人 10 世帯 4 軒役 小久保 松槌町 中御霊養 上古京 上豆稲 古町 200 人 60 世帯 2 軒役 地村 技棚地町 三条新町東入北側 下古京 上豆組 古町 300 人 40 世帯 21 軒役 山内 支棚市町 三条新町東入市側 下古京 上豆組 古町 100 人 10 世帯 21 軒役 山内 支棚市町 三条新町東入市側 下古京 上豆組 古町 100 人 20 世帯 28 軒役 山中 支棚町 三条新町東入市側 下古京 川西九町組 古町 200 人 20 世帯 28 軒役 山中 支額町 海海院が町が 市古京 川西九町組 古町 200 人 20 世帯 28 軒役 竹内 本州町 沖海町 大宮松原</td><td>花車町 千本寺之内下ル 上古京 上西陣組 古町 240人 60世帯 40軒役 早川 総ケ橋木町 千本一丁半東五辻上ル 上古京 上西陣組 古町 200人 30世帯 31軒役 早川 整御町 元誉願寺待福寺西人二 上古京 下西陣組 古町 200人 30世帯 31軒役 早川 整御町 7日鑑奏 上古京 上西陣組 古町 40人 10世帯 4年役 小久保 整曜町 河原町蜂薬師下ル 上古京 上豆魚 上豆組 古町 40人 10世帯 4年役 山内 整曜町 河原町蜂薬師下ル 下古京 上良組 古町 200人 60世帯 21軒役 山内 整棚町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 20世帯 21軒役 山中 運搬町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 200人 20世帯 20年役 山中 空範町 東海院松瓜上ル 下古京 川西九町組 吉町 200人 20世帯 24軒役 山中 支棚町 大宮松原下ル 下古京 川西九町組</td><td>筋連縞町 大宮廬山寺上ル二丁目 上古京 上西陣組 古町 270人 80世帯 58軒役 早川 花車町 千本寺之内下ル 上古京 上西韓組 古町 240人 60世帯 40軒役 早川 成ヶ橋木町 千本寺之内下ル 上古京 上西韓組 古町 240人 60世帯 40軒役 早川 株本寺之内下ル 上古京 上西韓組 古町 200人 30世帯 40軒役 早川 株本町町 千本第二八十 上古京 上古京 上西韓組 古町 200人 30世帯 41軒役 中別 松橋町 中旬盛養 上古京 上良組 古町 200人 40世帯 21軒役 山内 技棚町 全新町東入北側 下古京 上良組 古町 200人 40世帯 21軒役 山内 佐棚町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 20世帯 21軒役 山中 短額町町 第海町東入北側 下古京 中人町組 古町 200人 20世帯 24軒役 山中 地瀬町町 第海町町 大宮松原工 工力 大工京</td></t<> <td>築山上半町 室町今出川上ル 上古京 上立売親九町組 裁町 80人 20世帯 28軒役 棒村 筋造橋町 大宮鷹山寺上ル二丁目 上古京 上西韓組 古町 270人 80世帯 58軒役 早川 花車町 千本寺之内下ル 上古京 上西韓組 古町 240人 60世帯 40軒役 早川 花ヶ枝木町 千本寺之内下ル 上古京 上西韓組 古町 240人 60世帯 40軒役 早川 花ヶ枝木町 千本寺之内下ル 上古京 上西韓組 古町 240人 60世帯 40軒役 早川 花屋町 元百京 上古京 上西韓組 古町 240人 10世帯 44月役 早川 松橋町 中御盛養 上古京 上豆組 古町 200人 60世帯 21軒役 小久保 砂瀬町町 至前瀬町入町橋 下古京 上良組 古町 200人 40世帯 24軒役 山中 投棚市町 至海新町東入市橋 下古京 上良組 古町 200人 20世帯 24軒役 山中 支棚町町 第両路へ野町 100人 20世帯 <th< td=""><td>明石 所任地 惣町 町組 田名 田子 人口 世帯数 軒役 町代 第山上半町 室町今出川上ル 上古京 上立売親九町組 表町 28人 20世帯 28年役 権材 第連報 大宮廬山寺上ル上古京 上西韓組 古町 240人 20世帯 28年役 権材 花草町 大宮廬山寺上ルレ 上古京 上西韓組 古町 240人 80世帯 58年役 早川 花草町 大宮廬山寺上ルレ 上古京 上西韓組 古町 240人 60世帯 28軒役 早川 建屋町 千本一工学東五江上ル 上古京 上西韓組 古町 240人 10世帯 4年役 早川 建屋町 中旬盛養 上古京 上巨組 古町 200人 40世帯 21軒役 山内 技棚市町 三条新町東入市側 下古京 上巨組 古町 100人 10世帯 20年役 山内 技棚市町 三条新町東入市側 下古京 上巨組 古町 100人 20世帯 20軒役 山内 近期前町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町</td></th<></td>	衣棚南町 三条新町東入南側 下古京 上良組 古町 100 人 20世帯 17軒役 山中 町頭南町 新町三条上ル 下古京 上良組 古町 120 人 20世帯 28軒役 山中 燈篭町 東洞院松原上ル 下古京 異組 古町 280 人 80世帯 50 軒役 石垣 本棚町 四条新町西入 下古京 押九町組 古町 200 人 50世帯 42 軒役 田内 大子山町 油小路仏小路下ル 下古京 川西九町組 書吉組支配 170 人 50世帯 44 軒役 田内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 橋口町支配 190 人 40世帯 31軒役 田内 吉水町 不明門松原下ル 下古京 川西九町組 東古西町支配 190 人 40世帯 31軒役 田内 大黒町 室町五条下ル 下古京 川西九町組 東古西町支 200 人 40世帯 31軒役 田内 西豊町 小川三条上ル 下古京 川西九町組 新シ町 100 人 20世帯 31軒役 奥田 西豊町 小川三条上 市台京	衣棚北町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100 人 10世帯 16軒役 山中 衣棚南町 三条新町東入南側 下古京 上良組 古町 100 人 20世帯 17軒役 山中 町頭南町 新町三条上ル 下古京 上良組 古町 120 人 20世帯 28軒役 山中 透鶴町 東洞院松原上ル 下古京 共良組 古町 280 人 80世帯 50 軒役 山中 本棚町 四条新町西人 下古京 共貞組 古町 280 人 80世帯 50 軒役 石垣 大子山町 油小路仏小路下ル 下古京 川西九町組 吉組支配 170 人 50世帯 44 軒役 田内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 瀬ン町 190 人 40世帯 31 軒役 田内 古本町 今門松原下ル 下古京 川西九町組 東古西町支町 190 人 40世帯 31 軒役 田内 大黒町 全町五条下ル 下古京 川西九町組 東古西町支町 200 人 40世帯 31軒役 田内 大黒町 金町五条下ル 下古京	対薬師町 室町押小路上ル 下古京 上良組 古町 300 人 40 世帯 60 軒役 山中 衣棚北町 三条新町東入地側 下古京 上良組 古町 100 人 10 世帯 16 軒役 山中 衣棚市町 三条新町東入市側 下古京 上良組 古町 100 人 20 世帯 17 軒役 山中 四頭南町 新町三条上ル 下古京 上良組 古町 120 人 20 世帯 28 軒役 山中 透篭町 東洞院松原上ル 下古京 半良組 古町 200 人 20 世帯 28 軒役 山中 透篭町 東洞院松原上ル 下古京 半良組 古町 200 人 20 世帯 28 軒役 山中 本子山町 油小路仏小路下ル 下古京 川西九町組 古町 200 人 50 世帯 44 軒役 田内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 新ン町 190 人 40 世帯 31 軒役 田内 西豊町 小川三条上ル 下古京 川西九町組 新ン町 100 人 40 世帯 31 軒役 四内 西豊町 小川三条上ル 下古京	違屋町 河原町蛸薬師下ル 上古京 下中筋組 差配町 200人 60世帯 21軒役 山内 射薬師町 室町押小路上ル 下古京 上良組 古町 300人 40世帯 60軒役 山中 衣棚北町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 10世帯 16軒役 山中 衣棚市町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 20世帯 15軒役 山中 西頭南町 新町三条上ル 下古京 上良組 古町 120人 20世帯 28軒役 山中 草棚町 東海院松原上ル 下古京 無見組 古町 120人 20世帯 28軒役 山中 本棚町 四条新町西入 下古京 川西九町組 古町 200人 50世帯 42軒役 山中 本子山町 油小路仏小路小路人小路へ小路へ下ル東側 下古京 川西九町組 吉田 200人 50世帯 42軒役 円内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 瀬ン町 170人 40世帯 31軒役 田内 古水町 全部五条上里 川内 新ン町	松極町 中御霊裏 上古京 上立売親九町組 随身町 40人 10世帯 4軒役 棒村 塩屋町 河原町蛸薬師下ル 上古京 下中筋組 差配町 200人 60世帯 21軒役 山内 蜂薬師町 室町押小路上ル 下古京 上良組 古町 300人 40世帯 60 軒役 山中 水棚北町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 10世帯 15軒役 山中 水棚市町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 20世帯 15軒役 山中 市頭南町 新町三条上ル 下古京 上良組 古町 120人 20世帯 28軒役 山中 草鶴町 東海院松原上ル 下古京 早良組 古町 280人 80世帯 29軒役 山中 本郷町 四条新町西入 下古京 川西九町組 古町 200人 20世帯 45軒役 山中 本郷町 油小路仏小路下ル東側 下古京 川西九町組 書言組支配 170人 50世帯 31軒役 田内 西門前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組	大極町 中御霊裏 上古京 上立売親九町組 随身町 40人 10世帯 4軒役 棒村 塩屋町 中御霊裏 上古京 下中筋組 差配町 200人 60世帯 21軒役 山内 頻業師町 室町押小路上ル 下古京 上良組 古町 300人 40世帯 60軒役 山内 交棚北町 至条新町東入北側 下古京 上良組 古町 300人 40世帯 60軒役 山中 支棚市町 新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 20世帯 15軒役 山中 直頭前町 新町三条上ル 下古京 上良組 古町 120人 20世帯 50軒役 山中 本棚町 油角院松原下ル 下古京 川西九町組 古町 200人 80世帯 50軒役 山中 本部町 油入路仏小路仏小路下ル 下古京 川西九町組 古町 200人 80世帯 50軒役 石垣 本学町前町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 新ン町 170人 40世帯 31軒役 田内 古町前町 小川西九町銀 東古町町支 200人 <	本堂町 元督願寺浄福寺西人二 上古京 下西陣組 古町 60 人 10世帯 45 人 外保 松植町 中御霊裏 上古京 上立売親人町組 随身町 40 人 10世帯 4軒役 棒村 塩屋町 中御霊裏 上古京 上立売親人町組 透配町 200 人 60世帯 21軒役 山内 5機期町 全別押小路上ル 下古京 上良組 古町 200 人 60世帯 21軒役 山内 交棚町町 第町東入市側 下古京 上良組 古町 100 人 20世帯 21軒役 山内 左棚町 東海院が原土ル 下古京 上良組 古町 100 人 20世帯 20日報 左棚町 東海院が原土ル 下古京 上良組 古町 120 人 20世帯 25軒役 山中 産額町 連入の路が町西入 下古京 川西九町組 古町 200 人 20世帯 24軒役 山中 本棚町 沖の原門が原下ル東側 下古京 川西九町組 吉町 200 人 20世帯 24軒役 竹内 本外町 大宮松原下ル東側 下古京 川西九町組 春10人町 30人	後ヶ橋木町 千本一丁半東五辻上ル 上古京 上西韓組 古町 200 人 30 世帯 31 軒役 早川 草堂町 元晉願寺冷福寺西入二 上古京 下西陣組 古町 60 人 10 世帯 16 軒役 小久保 空屋町 中御霊養 上古京 上立売報九町組 随身町 40 人 10 世帯 4 軒役 小久保 松槌町 中御霊養 上古京 上豆稲 古町 200 人 60 世帯 2 軒役 地村 技棚地町 三条新町東入北側 下古京 上豆組 古町 300 人 40 世帯 21 軒役 山内 支棚市町 三条新町東入市側 下古京 上豆組 古町 100 人 10 世帯 21 軒役 山内 支棚市町 三条新町東入市側 下古京 上豆組 古町 100 人 20 世帯 28 軒役 山中 支棚町 三条新町東入市側 下古京 川西九町組 古町 200 人 20 世帯 28 軒役 山中 支額町 海海院が町が 市古京 川西九町組 古町 200 人 20 世帯 28 軒役 竹内 本州町 沖海町 大宮松原	花車町 千本寺之内下ル 上古京 上西陣組 古町 240人 60世帯 40軒役 早川 総ケ橋木町 千本一丁半東五辻上ル 上古京 上西陣組 古町 200人 30世帯 31軒役 早川 整御町 元誉願寺待福寺西人二 上古京 下西陣組 古町 200人 30世帯 31軒役 早川 整御町 7日鑑奏 上古京 上西陣組 古町 40人 10世帯 4年役 小久保 整曜町 河原町蜂薬師下ル 上古京 上豆魚 上豆組 古町 40人 10世帯 4年役 山内 整曜町 河原町蜂薬師下ル 下古京 上良組 古町 200人 60世帯 21軒役 山内 整棚町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 20世帯 21軒役 山中 運搬町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 200人 20世帯 20年役 山中 空範町 東海院松瓜上ル 下古京 川西九町組 吉町 200人 20世帯 24軒役 山中 支棚町 大宮松原下ル 下古京 川西九町組	筋連縞町 大宮廬山寺上ル二丁目 上古京 上西陣組 古町 270人 80世帯 58軒役 早川 花車町 千本寺之内下ル 上古京 上西韓組 古町 240人 60世帯 40軒役 早川 成ヶ橋木町 千本寺之内下ル 上古京 上西韓組 古町 240人 60世帯 40軒役 早川 株本寺之内下ル 上古京 上西韓組 古町 200人 30世帯 40軒役 早川 株本町町 千本第二八十 上古京 上古京 上西韓組 古町 200人 30世帯 41軒役 中別 松橋町 中旬盛養 上古京 上良組 古町 200人 40世帯 21軒役 山内 技棚町 全新町東入北側 下古京 上良組 古町 200人 40世帯 21軒役 山内 佐棚町 三条新町東入北側 下古京 上良組 古町 100人 20世帯 21軒役 山中 短額町町 第海町東入北側 下古京 中人町組 古町 200人 20世帯 24軒役 山中 地瀬町町 第海町町 大宮松原工 工力 大工京	築山上半町 室町今出川上ル 上古京 上立売親九町組 裁町 80人 20世帯 28軒役 棒村 筋造橋町 大宮鷹山寺上ル二丁目 上古京 上西韓組 古町 270人 80世帯 58軒役 早川 花車町 千本寺之内下ル 上古京 上西韓組 古町 240人 60世帯 40軒役 早川 花ヶ枝木町 千本寺之内下ル 上古京 上西韓組 古町 240人 60世帯 40軒役 早川 花ヶ枝木町 千本寺之内下ル 上古京 上西韓組 古町 240人 60世帯 40軒役 早川 花屋町 元百京 上古京 上西韓組 古町 240人 10世帯 44月役 早川 松橋町 中御盛養 上古京 上豆組 古町 200人 60世帯 21軒役 小久保 砂瀬町町 至前瀬町入町橋 下古京 上良組 古町 200人 40世帯 24軒役 山中 投棚市町 至海新町東入市橋 下古京 上良組 古町 200人 20世帯 24軒役 山中 支棚町町 第両路へ野町 100人 20世帯 <th< td=""><td>明石 所任地 惣町 町組 田名 田子 人口 世帯数 軒役 町代 第山上半町 室町今出川上ル 上古京 上立売親九町組 表町 28人 20世帯 28年役 権材 第連報 大宮廬山寺上ル上古京 上西韓組 古町 240人 20世帯 28年役 権材 花草町 大宮廬山寺上ルレ 上古京 上西韓組 古町 240人 80世帯 58年役 早川 花草町 大宮廬山寺上ルレ 上古京 上西韓組 古町 240人 60世帯 28軒役 早川 建屋町 千本一工学東五江上ル 上古京 上西韓組 古町 240人 10世帯 4年役 早川 建屋町 中旬盛養 上古京 上巨組 古町 200人 40世帯 21軒役 山内 技棚市町 三条新町東入市側 下古京 上巨組 古町 100人 10世帯 20年役 山内 技棚市町 三条新町東入市側 下古京 上巨組 古町 100人 20世帯 20軒役 山内 近期前町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町</td></th<>	明石 所任地 惣町 町組 田名 田子 人口 世帯数 軒役 町代 第山上半町 室町今出川上ル 上古京 上立売親九町組 表町 28人 20世帯 28年役 権材 第連報 大宮廬山寺上ル上古京 上西韓組 古町 240人 20世帯 28年役 権材 花草町 大宮廬山寺上ルレ 上古京 上西韓組 古町 240人 80世帯 58年役 早川 花草町 大宮廬山寺上ルレ 上古京 上西韓組 古町 240人 60世帯 28軒役 早川 建屋町 千本一工学東五江上ル 上古京 上西韓組 古町 240人 10世帯 4年役 早川 建屋町 中旬盛養 上古京 上巨組 古町 200人 40世帯 21軒役 山内 技棚市町 三条新町東入市側 下古京 上巨組 古町 100人 10世帯 20年役 山内 技棚市町 三条新町東入市側 下古京 上巨組 古町 100人 20世帯 20軒役 山内 近期前町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町

「京都府域関係古文書所在情報の一整理 近世領主並びに近世村町別閲覧可能関連文書一覧-京都編(洛中洛外町続等)-」([資料館紀要]31、2003年)、『京都市の地名』(『日本歴史地名大系』27、平凡社、1979年)から作成。

帳も現存しているのである。 に位置する町だけでなく、周縁部に位置する町の宗門人別

あれ、

京都に

ものが、①住職や他の信者との感情的なもつれ、②国替や も不苦筋と存候」といったものであった。これらを充たす は、「離檀改宗等之儀者容易難成筋ニ候得共、寺檀納得之 ると、 さて、幕府や藩において作成された先例集・問答書によ 無拠子細有之、外ニ差支候儀も無之候者、被承届候而 幕府の離檀・寺替えの認識は一定していた。それ

> る。したがっ とが確認でき 旨の寺院が存 はすべての宗 在していたこ

えないことも ることも、替 らは宗旨や本 末関係を替え

も容易に認められ、かつ多数を占めていたと考えられる。

ている。このうち、国替または縁付による寺替えがもっと

④檀那寺の廃絶、⑤祈祷へのことよせ、であるとされ

縁付による移動、③檀那寺住職の受刑による権力側から強

那寺の選択に

て、新たな檀

あたって、彼

京 は、 持・借屋人の 門人別帳で これらの宗 都への家 他国から

表 2

寺院数を表2にまとめた。どちらの表からも、数の多少は

(一八八三)『寺院明細帳』から、京都における宗旨ごとの 文久三年(一八六三)刊の『花洛羽津根』や明治十六年 能性を有するのである。

檀那になればよく、そこに民衆や寺院の意思がはたらく可 国替による寺替えは、新たな居住地で、いずれかの寺院の 提であり、寺檀関係に自由な選択の余地はない。しかし、 縁付による寺替えは、相手の檀那寺の檀那になることが前

である。

可能だったの

一①「花洛羽	津根』にみる	京都の寺院製
宗旨	寺院数	割合
浄土宗	483	26.9%
浄土真宗	228	12.7%
日蓮宗	421	23.5%
天台宗	71	4.0%
真言宗	146	8.1%
禅宗	378	21.1%
時宗	66	3.7%
合計	1793	100%

の『去陰阳細峰』 にみる寛都の寺院教

一〇一寸院明	一下 にかる	京都の守院 第
宗旨	寺院数	割合
浄土宗	498	32.8%
浄土真宗	274	18.1%
日蓮宗	219	14.4%
天台宗	70	4.6%
真言宗	102	6.7 %
禅宗	328	21.6%
時宗	25	1.6%
合計	1517	100%

(ほかに法相宗 1)

れ、寺替えが必ずしも行われなかったようである。寺替え における寺檀関係をそのまま維持している場合も多数みら ある。しかし、奉公人や手代、小者、下男・下女は、生国 おり、他国出身者は宅替に際して寺替えを行っていたので 的で遠方の者も含まれているとされているが、一人を除 宅替者は、三六三人が確認できる。寺檀関係が散り懸かり を行った者(離檀経験者)について、宗門人別帳には変更 いて、すべての宅替者が当国(山城国)に檀那寺を持って

窺い知ることができるのである。 前の檀那寺も記載されており、その寺替えの具体的様相を 当該期における他国出身者のうち、寺替えにともなって

宗旨も替えた者は、一三八人(三八・四%)である。また、

つまり、京都への宅替における寺替えで、宗旨替えを行う くと、寺替えに際して本末替えをともなっていた者が二一 生国の檀那寺の本末関係が不明な者が二人おり、それを除 一人おり、五九・一%は本末関係が替わっていたのである。

化すれば、惣町―町組―個別町という都市構造であった。

が一三人 (二五・五%)、本末替えを行った者は二七人 (五

もう少し微視的な分析を行うと、近世京都を簡略に一般

末関係が変更されることは普通にみられることであった。 ことは珍しいことではなかった。またその際に檀那寺の本

> は二一一人で、宗旨替えを行った者が八六人(四〇・八%)、 者が六八人(五八・一%)である。一方、下古京の宅替者 えを行った者が四一人(三四・七%)、本末替えを行った 古京に属していた。上古京の宅替者は一一八人で、宗旨替 洛外町続きの二町を除くと、七町が上古京に、一一町が下 体を結成していた自治の最高単位であった。二○町のうち 本末替えを行った者が一二五人(五九・五%)である。宅

惣町のうち、上古京と下古京はそれぞれ「大仲」という団

筋違橋町・花車町・姥ヶ榎木町が属する上西陣組、蛸薬師町 の一八町は、一一の町組にそれぞれ属している。ここでは、 の伝達や恒例・臨時の入用の徴収などを行っていた。洛内 つぎに、町組という単位ではどうであろうか。町組は触

宅替者にもみられたのである。 上西陣組には五一人の宅替者がいて、宗旨替えを行った者 吉水町・大黒町が属した川西九町組についてみてみよう。 衣棚北町・衣棚南町・町頭南町が属する上艮組、西門前町

だが、それは大きな差ではなく、本末替えに至っては、ほ 替者は下古京が多く、宗旨替えを行った者も下古京に多い。

ほ同じ比率である。宗旨替えも本末替えもいずれの地域の

者は二六人(六一・五%)、川西九町組は宅替者六四人で、 えを行った者は一八人 (四六・二%)、本末替えを行った 宗旨替え二五人(三九・一%)、本末替え三六人(五六・三%) 四・○%)である。上艮組では、宅替者三九人中、宗旨替 顕著にみられるのである。 替者が宗旨替え・本末替えを行う町と、行わない町の差が にとどまっている。個別町を単位とすると、他国からの宅

と考えられる。 本末替えはいずれの町組の宅替者にもみられることである さいごに個別町を単位として、宗旨替え・本末替えにつ

宗旨替えの有無は、町組の位置による影響が考えられるが、 く下回っているが、それ以外の値は全体の値と大差がない。 であった。上西陣組における宗旨替え経験者の比率は大き

る町に限定してみても、一五人の宅替者がいた西堂町では、 いて検討する。一五人以上の他国からの宅替者が確認でき

九人(六○・○%)が宗旨替えを行い、一一人(七三・三%)

であるが、本末替えは一四人(八二・四%)も行っていた も、一七人の宅替者のうち、宗旨替えは八人(四七・一%) のである。一方、三二人の宅替者がいる筋違橋町では、宗 が本末替えを行っていたのである。洛外町続きの上之町で

旨替えは五人 (一五・六%)、本末替えも一四人 (四五・二%)

宗旨替えは三人(二〇・〇%)、本末替えは六人(四〇・〇%) しか行っていない。また蛸薬師町では、宅替者一五人中、

教団の本末関係は、国を越えた宅替を処理することができ

比率の髙低さえあれ、宗旨替えや本末替えは京都のいずれ このように、居住地の移動に際しての檀那寺の変更で、

民衆(檀那)側の視点に立つと、寺檀関係に祖先祭祀の機 らの数値には、どのような歴史的意義があるのであろうか。 の町でもみられ、都市全体では珍しいことではない。これ

ないのである。 先祭祀の信仰をともなっていたものであったとは考えられ が宗旨替えを行っていた。もはや、寺檀関係が必ずしも祖 選択すると考えられる。しかし、三分一を越す三八・四% あれば、民衆は檀那寺を変更したとしても、同一の宗旨を 大きな意味を持つのである。寺檀関係にこのような信仰が 能があるとすれば、宅替後の檀那寺の選択に、「宗旨」が

ことが可能である。本末替えが六割近くに及ぶことから、 ば、寺替えを本末関係で処理しようとする動きを想定する 的理由において、教団の本末関係を下支えするものであれ 一方、寺院側の視点に立つと、寺檀関係が、おもに経済

なかった、あるいは処理する意思がなかったと考えられる

のである。

3 都市内における居住地移動と寺檀関係

て、その実態の分析を行ってきたが、都市内部における居前節では、国を越えた居住地の移動と寺檀関係につい

天明六年(一七八六)から慶応三年(一八六六)までのうか。

住地の移動は寺檀関係にどのような影響を与えたのであろ

た。借屋人は、五年以内に七五・六%がその町から転出し、定着性が強く、借屋人は短期間に宅替し、流動性が強かっ衣棚北町・南町の八二年分の宗門人別帳によると、家持は

家数にして年平均四軒、町の約一三%が転出していったと

いる。また、洛外町続きの志水町においても、天明三年(一りでなく、家持層にもかなりみられることが指摘されて上京の橋西二丁目において、住民の宅替は借屋人層ばか

二年であるという。いる。借屋人の約四割が一年で宅替し、平均居住年数は三・に居住する全世帯の九・〇%が毎年転出しているとされて七八三)から明治元年(一八六八)の宗門人別帳から、町七八三)から明治元年(一八六八)の宗門人別帳から、町

いえども安定性はなく、都市内部で宅替を行っていたとい非常に活発であった。それは借屋人のみならず、家持層とも少なく一見穏やかに見えるが、都市内部における流動は

つまり京都は、江戸時代を通して、安定的で人口の流動

あったという。また借屋の場合、借屋人自身による借屋証役の加判と、町中への買請証文と寺請状の提出が必要で合、町による買得人の調査が行われたのち、売券状への町移動と寺檀関係について検討してみたい。

帳ヲ拵、昨年之下書相添箱入町内東ゟ家別ニ廻シ銘々書記そして、宅替後は「例年宗門人別改之義七月下旬ニ半紙そこから宅替前の寺檀関係を読み取ることが可能である。寺請状は宅替前の檀那寺から発給されるものであるから、証文を提出しなければならなかった。当然のことながら、

文に加えて、町中へ引取証文・人別送状・寺請状の四つの

門人別帳の檀那寺を対照することによって、民衆の都市内 宅替後の寺檀関係が明らかになる。このように寺請状と宗 町の宗門人別帳に記載されるようになるので、宗門帳から 内一統印形取役印仕置事」というような過程を経て、その 而認めさせ可申候、右本紙出来致候ハヽ下書ト読聞合せ町 易でな」いほど強いものであった。たとえ、民衆が京都の 中で宅替が繰り返されたとしても、寺檀関係に影響を及ぼ 宗旨や檀那寺は「先祖がひとたび決めれば、この変動は容 関係は変化することはなかった。京都に暮らす者にとって、 た寺檀関係は、都市内部で宅替が行われたとしても、その させ、下書揃候ハ、年寄方ニ而得と調、下町代長兵衛方ニ

替を行っていたのである。だが、京都において一度結ばれ

寺請状と宗門人別帳が対照できる都市内の宅替者は、わ 宅替では、寺檀関係の様相が大きく異なっている。 国を越えた宅替と、本節で明らかにした都市内部における

のである。

の宅替にともなう寺檀関係について分析することができる

すことはなかったのである。

同じ居住地の「移動」であっても、前節で明らかにした

てが、宗旨替えや本末替えはおろか、寺替えすらみられな ずか七町の七二人に過ぎない。宅替を行った七二人のすべ

与えることがなかったのである。つぎに、都市内部におい いのである。都市内部における宅替は、寺檀関係に影響を

土宗と門徒が多いが、宅替を行ったのが特定の宗旨の者に 七%)、禅宗四人(五・六%)と町の宗旨分布に比べて浄 て宅替を行った者の宗旨についてみると、浄土宗が三二人 〔四四・四%〕、門徒が三○人(四一・六%)、日蓮宗が七人(九・ 都市であっても強固な関係であったといえる。 更されることはなかった。近世後期における寺檀関係は、 の影響が及ぶ範囲であれば、一度築かれた寺檀関係は、変

おわりに

力(町奉行所)の主体性・積極性を見出すことはできなかっ 近世京都において、町触からみる「寺檀関係」には、権

れていることから、京都への宅替後に、都市内部でまた宅

また、都市内の宅替者の中に、他国出身者が八人も含ま

限定されていないことがわかる。

えた宅替では、寺替えをともなっており、寺檀関係は緩や

かで、自由な様相を見て取ることができた。しかし、寺院

国を越 **-** 75 -

う。また民衆と町との関係構築の際に寺請状がやりとりさ 請状によるキリシタン禁制の効果については、未知数と言 れることで、キリシタン禁制の政策を維持していたが、寺 のであって、提出に関する実務は慣習化していたといえよ た。権力にとって、宗門帳が毎年提出されることが重要な

わざるを得ない。

これこそが、権力の認識していた「寺檀関係」の内実だっ といったものとして認識されていたのではないだろうか。 策の実効性よりも、「キリシタン禁制」という規範や秩序 寺請状による「寺檀関係」は、キリシタンを取り締まる政 仕置という限定的な機能であった。したがって、宗門帳と は機能していた。だが、それは露顕させるまでには至らず、 しかし、ひとたびキリシタンが出現すれば、「寺檀関係_

は、寺替えをともなっており、その際に民衆は三分一以上 では、その様相が大きく異なっていた。国を越えた宅替で 動」であっても、国を越えた宅替と都市内部における宅替 側面を読み取ることができる。民衆(檀那)の居住地の「移 別帳が作成されることになり、そこから寺檀関係の実態的 天保の改革の影響から、 京都においても、 詳細な宗門人

あるといえよう。

たのである。

が宗旨を替えていた。寺檀関係が必ずしも祖先祭祀などの のである。ここに民衆の寺檀関係観の一端を垣間見ること い民衆にとっては、宅替が宗旨を替える絶好の機会だった 信仰をともなっていたとは考えられず、信仰が充たされな

ができる。

は処理する意思がなかったと考えられるのである。ゆえに、 を越えた宅替を処理することができなかったのか、あるい 関係のなかで完結していなかった。教団の本末関係は、国 国を越えた宅替において、寺檀関係は緩やかで、自由なも また本末替えが六割近くに及ぶことから、寺替えは本末

流動性の高い都市であれ、寺檀関係に共通したものと考え かったのである。流動性の低い村落であれ、京都のような であれば、一度築かれた寺檀関係が変更されることはな 行われることはなかった。つまり、寺院の影響が及ぶ範囲 一方、民衆が都市内部で宅替を繰り返しても、寺替えが

第一に、寺替えの具体的様相を明らかにすることである。

のだったのである。

借屋人になるには、町に対して四通の証文を提出せねばな うな過程の中で、新たな檀那寺を決定するのかという点で ことは小稿で明らかにしたが、それが居住地移動のどのよ ある。宅替者の多くは、京都においては借屋人であった。

国を越えた居住地の移動において、民衆が寺替えを行った

うな関係であったのかについては、小稿で言及できなかっ とは、容易に推察できる。しかし、それが具体的にどのよ

らなかったことは前述した。このうち借屋請状について、 となく検討することが必要であるが、後考を期したい。 な信仰を充たすものであるのか、宗教の側面に限定するこ 関係に帰結できる組織であるのか、また都市における多様 築いていたという指摘もある。このような関係が宗判寺檀 た。また、民衆が講などの組織を結成し、寺院との関係を

関係は、町の家持・借屋人がほぼ全員異なる檀那寺である 関係について、検討する必要があろう。京都における寺檀 されており、請人の専業化については、すでに指摘されて 近世後期になると、いくつかの町の請状で同一人物が確認

いる。借屋の請人専業化と宅替者の新たな寺檀関係構築の

註

ことが多く、都市内部で錯綜したものであるが、それがよ り明確になるであろう。

とである。当国生まれの者であっても、他国からの宅替者 第二に、京都における寺檀関係の内実を明らかにするこ

であっても、また一つの町に居住し続ける者であっても、

執行など、寺院との関係を必要とする局面が生じていたこ なかった。民衆が京都で生活する中で、葬儀や年忌法要の る限り、寺院と檀那の関係は維持され、変更されることは 京都の内部で宅替を繰り返す者であっても、京都に居住す <u>5</u> 弘文館、一九九五年)、同『近世日本の宗教社会史』(吉川

(1) 辻善之助『日本佛教史』近世篇一~四(岩波書店、一九五

二~五五年)。

竹田聴洲「近世社会と仏教」(『日本歴史』近世1、岩波書店、 九六三年)。

3

一九七五年)。

(4)圭室文雄『江戸幕府の宗教統制』(評論社、一九七一年)、同『日 代表的なものとして、児玉識『近世真宗の展開過程』(吉川 本仏教史 近世』(吉川弘文館、一九八七年)。

弘文館、一九七六年)、同『近世真宗と地域社会』(法藏館) 二〇〇五年)、奈倉哲三『真宗信仰の思想史的研究』(校倉 書房、一九九○年)、有元正雄『真宗の宗教社会史』(吉川

(2) 藤井學「江戸幕府の宗教統制」(『日本歴史』 近世3、岩波書店、

澤博勝『近世の宗教組織と地域社会』吉川弘文館、一九九 弘文館、二〇〇二年)が挙げられる。 九年)、同【近世宗教社会論』(吉川弘文館、二〇〇八年)。 (16)大野瑞男「宗門人別改帳」(『国史大辞典』七、 (15) 『京都町触集成』 | — | 三七四 (以下 『町触』 と略す、岩波書店、 一九八三~八九年)。

吉川弘文館

6

(7)脇田修ほか編『身分的周縁』(部落問題研究所、一九九四 縁』1、吉川弘文館、二〇〇〇年)、吉田伸之編『寺社をさ 年)、高埜利彦編『民間に生きる宗教者』(『近世の身分的周 藏館、二〇〇七年)も地域における宗教の視角からの研究 四年)や引野亨輔『近世宗教世界における普遍と特殊』(法 また朴澤直秀(『幕藩権力と寺檀制度』吉川弘文館、二〇〇 <u>18</u> 17 (19) 『町触』八—一〇八六。 「町触」七—一四五七。 【町触】七—一四五〇。 一九九六年)一七二頁。 一九八六年)項目。

が行われている。

(20) 安国良一「町奉行所の役人」(『京都町触の研究』、岩波書店、

(21) 藤井譲治氏は、京都における 「触」 を作成主体から、①江戸 (老

(2)「番日記」延享元年七月二一日条(『古久保家文書』、京都府 立総合資料館架蔵写真帳)。 史公論』五五、一九七八年)) つに分類されている。(藤井「幕府法令の伝達と都市」(『歴 中)②町奉行(所司代)③町代④町・町組の役人たちの四

78 -

26 **25** 「町触」三—一九〇五。

ている。

(24)このことは、塚本明「町代」(前掲註20)に詳しく述べられ

(23)「同前」宝曆五年七月二九日条。

9

朴澤直秀『前掲書』二九三頁。

川弘文館、一九九九年)など。

(10)幡鎌一弘「明治初年の宗教の世俗化をめぐって」(『天理大

学学報』一八三、一九九六年) 二三~二四頁。

8

二〇〇七年)など。

高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』(東京大学出版会、

一九八九年)第三章・補説二、圭室文雄『葬式と檀家』(吉

さえる人びと』 (「身分的周縁と近世社会」 6、吉川弘文館

27 『町触』五—一四五五。 町触 一〇一二一八。

『町触』五―一六二七。

幸田成友『大塩平八郎』(中央公論社、一九七七年、初出は 一九一〇年)など。また事件の概要は、大橋幸泰「史料紹

(14) 『京都の歴史』 七 (学芸書林、一九七四年) 五二頁、鎌田道隆 『近

1〇〇四年)四九~五一頁。

世京都の都市と民衆』(思文閣出版、二〇〇〇年)三五四頁。

(12) 鎌田道隆『京《花の田舎』(柳原書店、一九七七年) 四七頁。 (11)『京都の歴史』六(学芸書林、一九七三年)三七~九頁。

(1) 井上勲 「開国と幕末の動乱」 (『日本の時代史』 2、吉川弘文館、

支丹一件の意義一(『大塩研究』 一九、一九八五年)、藤京有	○○五年)、山根智代美「キリシタン禁制史における京坂切	(30)幸田『前掲書』、宮城公子『大塩平八郎』(ぺりかん社、二	解題によった。	介「大坂切支丹一件」(『研究』キリシタン学』四、二〇〇一年)
(6)東水融『歴史人コ学の世界』(岩皮書店、一九九七年)、司『歴	八〇七、二〇〇五年)八四頁。	(4)大橋幸泰「キリシタン禁制と異端的宗教活動」(『歴史学研究』	(4) 『邪宗門一件書留』。	(43) 【町触】一〇—一一一八。

関西大学人権問題研究	(47) 佐々木潤之介ほか編『日本家族史論集』(吉川弘文館、二〇史人口学で見た日本』(文芸春秋、二〇〇一年) など。
)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(新生社、一九六八年)。	〇二年)、落合恵美子編『徳川日本のライフコース』(ミネ
(『日本民俗文化大系1	ルヴァ書房、二〇〇六年)など。
	(48)中埜喜雄「大坂町方宗門人別帳「脇書」記載の研究」(『産

(31) 海老沢有道 『維新変革期とキリスト教』

室紀要』一三、一九八六年)。

和「大塩平八郎と「邪宗門一件」」(『

(32)安丸良夫「「近代化」の思想と民俗」

- (33)大橋幸泰「文政期京坂「切支丹」考」(『日本歴史』 六六四、 風土と文化』小学館、一九八六年)。 二〇〇三年) 五四頁。 大法学』一、一九六七年)、岡田あおい『近世村落社会の家
- 『浮世の有様』(『日本庶民生活史料集成』十一、三一書房、 (49)秋山國三・仲村研『京都「町」の研究』(法政大学出版会、 ○○一年)など。 別帳の記載方法に関する一試論」(『生活文化史』三九、二 と世帯継承』(知泉書館、二〇〇六年)、森本一彦「宗門人 79
- **【邪宗門一件書留】(東京大学史料編纂所収蔵史料)。** 世京都・借屋人の移動について」(『経済学部論集』八―二、 一九九八年)など。

研究所研究紀要』昭和五十五年度、一九八一年)、浜野潔「近

一九七五年)、速水融「京都町方の宗門改帳」(『徳川林政史

文政十三年「宗門人別帳」(『西堂町文書』、京都府立総合資 <u>51</u> (S) NAGATA Mary, 'Family Strategies in Stem Family Busines-中野卓『商家同族団の研究』(未来社、一九八一年)第六章。 9 (中央公論社、一九九二年)) など。

<u>41</u>

【邪宗門一件書留】。

館架蔵写真帳)。

料館収蔵史料)。

 $\widehat{40}$

国生寺「寺請状之事」(『橋西二町目文書』、京都市歴史資料

<u>50</u>

西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』(東京大学出版会、二〇 ○六年) 第三章、杉森哲也 「下職」 (吉田伸之編 『日本の近世』

39

同前。

38 <u>37</u>

> 藤原「前掲論文」二一〇頁。 幸田「前掲書」一九四頁。

36

<u>35</u>

九七〇年)六〇頁。

(34) 『大坂切支丹一件』(前掲註2))。

ses in Early Modern Kyoto, Japan', "Living in the City", Roma,

Italy, 1999、浜野潔「近世京都における人口移動と寺檀関係」

<u>53</u> 藤田覚「人返しの法」(『国史大辞典』 一一、吉川弘文館、 (【経済学部論集】 | 二十二、二〇〇二年)。

<u>54</u> 橋爪修「近世京都における共同体の動向」(『立命館文学』 一九九〇年)項目、「天保の改革」(吉川弘文館、一九九六年)。

三八四・三八五、一九七七年)一四三頁。

(55)「天保撰要類集」被仰出御書付之部(『旧幕府引継書』(国立 国会図書館収蔵史料))。

56 改革の法と政策』創文社、一九九七年)。 坂本忠久「都市の「触」より見た天保改革の特質」(『天保

<u>57</u> |町触] | | | | | 七五〇。

59 「町触」 一一一七五〇。 「天保撰要類集」人別之部中(前掲註55)。

 $\widehat{60}$

同前。

宗門人別帳は、「革棚町文書」・「塩屋町文書」・「西堂町文書」・ |西門前町文書] - 「町頭南町文書] - 「三条衣棚町文書」 (以上、

文書」・「花車町文書」・「築山北半町文書」・「蛸薬師町文書」・ 「志水町文書」・「燈篭町文書」・「太子山町文書」・「田中家文 木町文書」・「革堂町文書」・「大塚隆氏所蔵文書」・「松稙町 京都府立総合資料館収蔵史料)、「筋違橋町文書」・「姥ケ榎

(62)『諸家秘聞集』(『諸例撰要·諸家秘聞集』創文社、一九九九年) 轡」:「吉水町文書」(以上、京都市歴史資料館架蔵写真帳

<u>63</u> 北西弘「幕藩制下の仏教」(『国史論集』赤松俊秀教授退官 記念事業会、一九七二年)九〇六頁(

<u>64</u> 檀那請合掟』(東京大学史料編纂所収蔵史料)にも「国替縁 元文年間の寺院における寺檀関係の認識を示した『宗門寺

 $\widehat{65}$ 『新撰 京都叢書』二(臨川書店、一九八六年)。

付等之類者可為格別」とある。

(66)『京都の歴史』五(学芸書林、一九七二年)九三頁。

(67) 小稿で対象とした時期の宗門人別帳では、居住地の移動を「宅

居住地の移動を宅替とし、居住地移動した者を宅替者とし 替(宅かへ)」または「引越」と表現されている。小稿では、

(66)村井早苗『キリシタン禁制と民衆の宗教』(山川出版社、二 ○○二年)五八頁、奈倉哲三『幕末民衆文化異聞』(吉川弘

文館、一九九九年)六三~六四頁など。

世帯中の妻や母は、いつの段階で寺替えを行ったか判断で 燈篭町の近江屋与助は、京都における檀那寺が確認できな かった。

70

<u>69</u>

<u>71</u> 秋山國三『近世京都町組発達史』(法政大学出版会、一九八 きないので、小稿では世帯主に限定した。

「同前」三〇四頁。 〇年、初出は一九四四年)三一六頁。

 $\widehat{72}$

73

のか不明であるので、小稿では宗門人別帳にある宗旨の単

当時の民衆が、どの程度宗旨・宗派について認識していた

位で検討した。

- 74 秋山・仲村『前掲書』二九三~二九四頁。
- (75)浜野「前掲註49論文」一二八~一三一頁。
- (76)鎌田道隆「上京・橋西二町目の借屋事情」(『京都市史編さ
- 77 秋山『前掲書』一七一~一八六頁。 ん通信』一二一・一二二・一二四、一九七九年)。
- (79)【京都の歴史】五(前掲註66)八六頁。 (78)衣棚町「町式目之事」(『京都町式目集成』、京都市歴史資料館、 一九九九年)二一五頁。
- <u>81</u> (8) 塚本明「近世中期京都の都市構造の転換」(『史林』七〇―五、 一つの町において、六軒以上が同じ檀那寺であった事例は 見られなかった。 一九八七年)四一頁。
- (82) 中野卓『前掲書』第四章。

〔付記〕小稿は、平成十九年一月に奈良大学大学院文学研究科へ

見を賜りました皆様に感謝申し上げます。

導頂きました鎌田道隆先生はじめ諸先生方と、貴重な御意 世史研究会にて報告した内容を再構成したものです。御指 提出した修士論文の一部を基に、同年十二月に東京大学近